

# タイの自動車産業と新EV奨励政策 Thailand's Automotive Industry and The New EV Promotion Policy

タイ投資委員会 (BOI)  
投資促進第2部 (先進製造事業担当)  
上級投資促進専門官  
イティチョート ダンロンラッタム

2021年1月28日



# 講演題目 / AGENDA

**01** タイ投資委員会の紹介

02 タイの自動車産業

03 新EV奨励政策

04 BOIによるサービス

# タイ投資委員会（BOI）の紹介

## Introduction to Thailand Board of Investment



THAILAND  
BOARD OF  
INVESTMENT

1. タイでの事業設立に関する包括的な情報とアドバイスを提供
2. 外国企業と公的機関との調整
3. 「税制上の恩典」と「税制以外の恩典」の付与
4. 投資企業にビジネス支援サービスを提供:  
(調達先紹介サービス、中小企業の競争力開発)



# BOIの投資奨励政策

## BOI Investment Promotion Measures

### 政策

100% 独資での  
外国資本の所有

現地調達率に条件なし

輸出条件なし

外国為替に関する  
条件なし

### 税制上の恩典

機械輸入税の免除

輸出用製品に使用される原材料、  
必要資材の輸入税の免除

研究開発のために輸入される  
物品の輸入税の免除

最大13年間の法人所得税の免除

免税期間終了後5年間にわたり  
法人所得税を50%減税

### 税制以外の恩典

土地の所有権

ビザと就労許可の  
取得支援



# 講演題目/AGENDA

- 01 タイ投資委員会の紹介
- 02 タイの自動車産業**
- 03 新EV奨励政策
- 04 BOIによるサービス

# アセアンの自動車ハブとしてのタイ

## Thailand as an Automotive Hub in ASEAN

タイは、付加価値の高い新たなSカーブ産業の政府推進策に則って  
次世代自動車産業を継続的に加速



アセアン域内  
自動車生産で  
第**1**位



世界の  
自動車  
生産で  
第**11**位



世界ランキング



第**5**位

小型商用車の生産



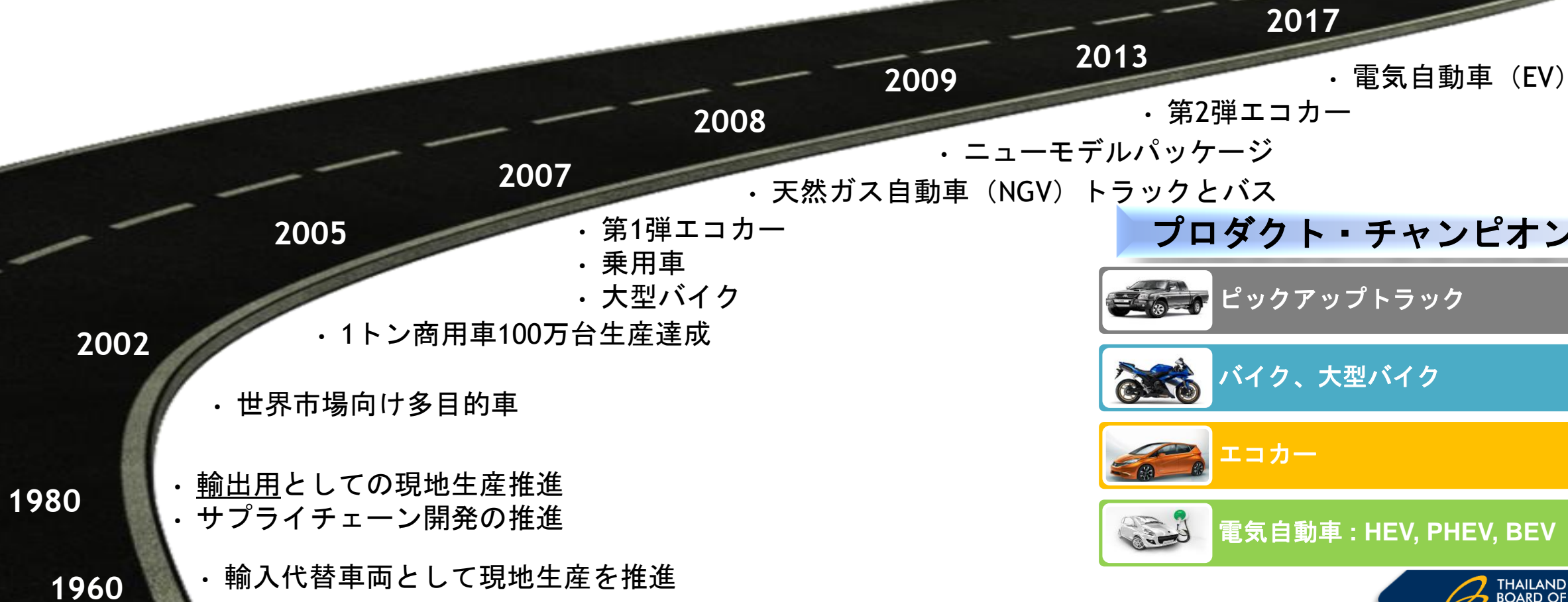
第**18**位

乗用車の生産

# タイ自動車市場のこれまでの経緯

## History of Thai Automotive Market

現在はハイブリッド車（HEV）プラグインハイブリッド車（PHEV）バッテリー電気自動車（BEV）そして燃料電池車（FCEV）等、電動化に注力している



### プロダクト・チャンピオン



ピックアップトラック



バイク、大型バイク



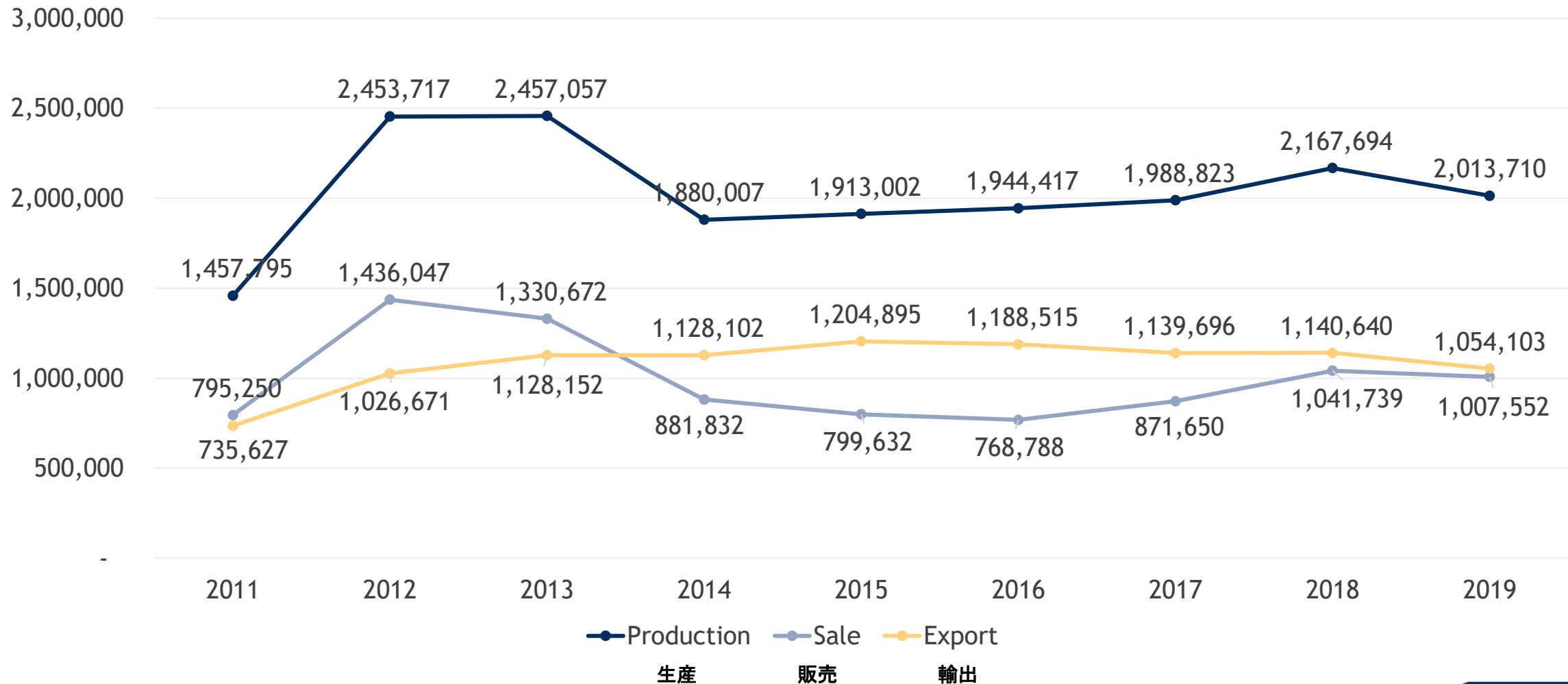
エコカー



電気自動車：HEV, PHEV, BEV

# タイにおける自動車の生産台数、販売台数、輸出台数

## Thailand's Production, Sale and Export Numbers of Motor Vehicle

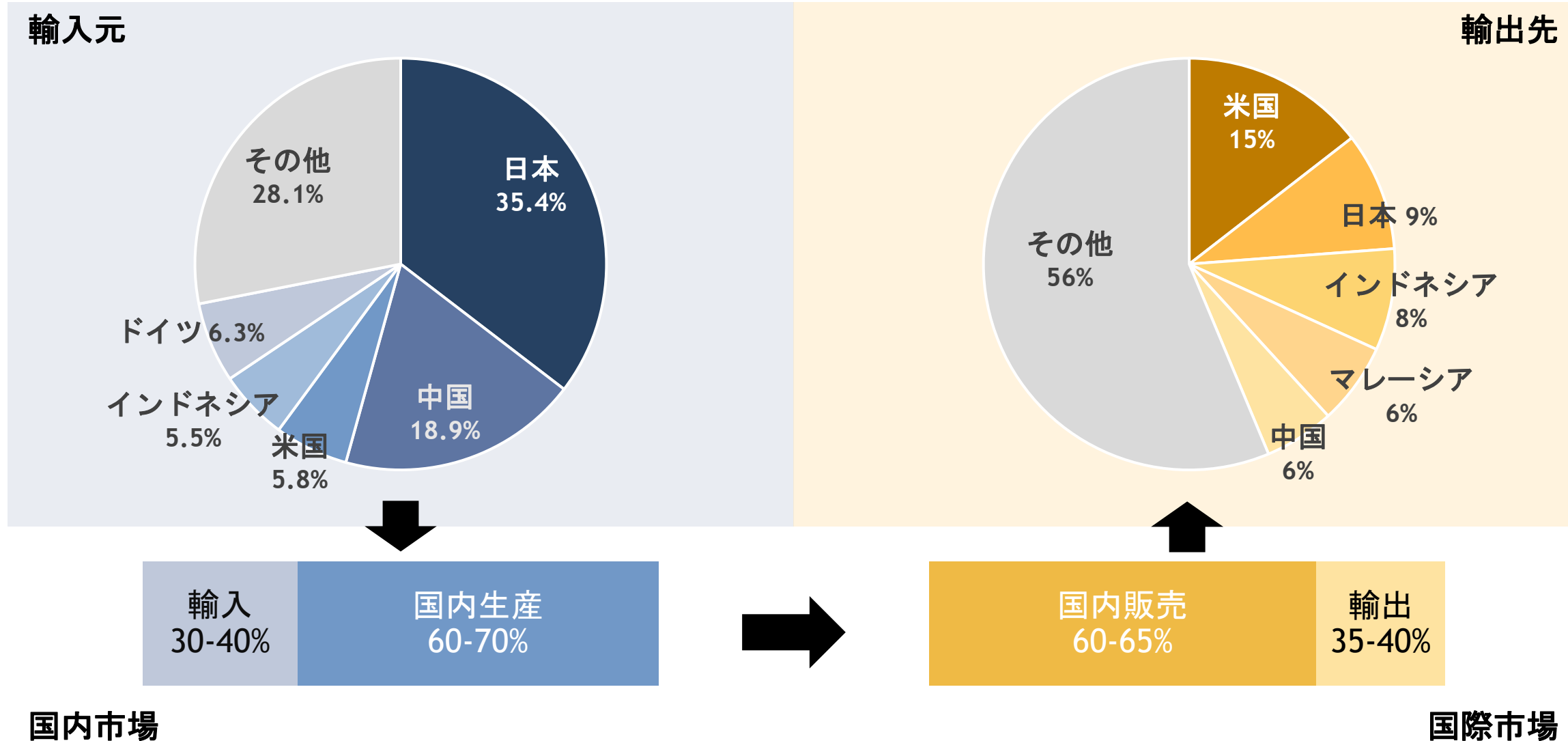


特記事項: 販売台数はタイ国内生産分と輸入分を含む  
出所: タイ自動車機構



# タイで製造に使用される自動車部品のほとんどが現地生産

Most of auto parts used for Thailand's manufacturing are produced locally



# 裾野産業: 堅強なサプライチェーン

## Supporting Factors: Robust Supply Chain

約1,700社の裾野産業企業

720社のティア1事業者  
1,100社のティア2およびティア  
3事業者

23社の自動車メーカーおよび  
12社のバイクメーカー

### 裾野産業

タイにはプラスチック・ゴム・金属部品、タイヤ、内装部品、シート、電気部品、電子部品、セーフティシステム等国内で自動車業界のサプライチェーンを完結しうる広範囲かつ強固な裾野産業がある

### 自動車部品産業

1位

あらゆる種類の自動車部品をアセアン各国に輸出

3位

世界各国へのタイヤ輸出

12位

世界各国へのエンジン輸出

14位

世界各国への自動車部品輸出

### 自動車生産および組立

11位

世界の自動車生産

現行のプロダクトチャンピオン



1トン  
ピックアップ



エコカー

次世代製品

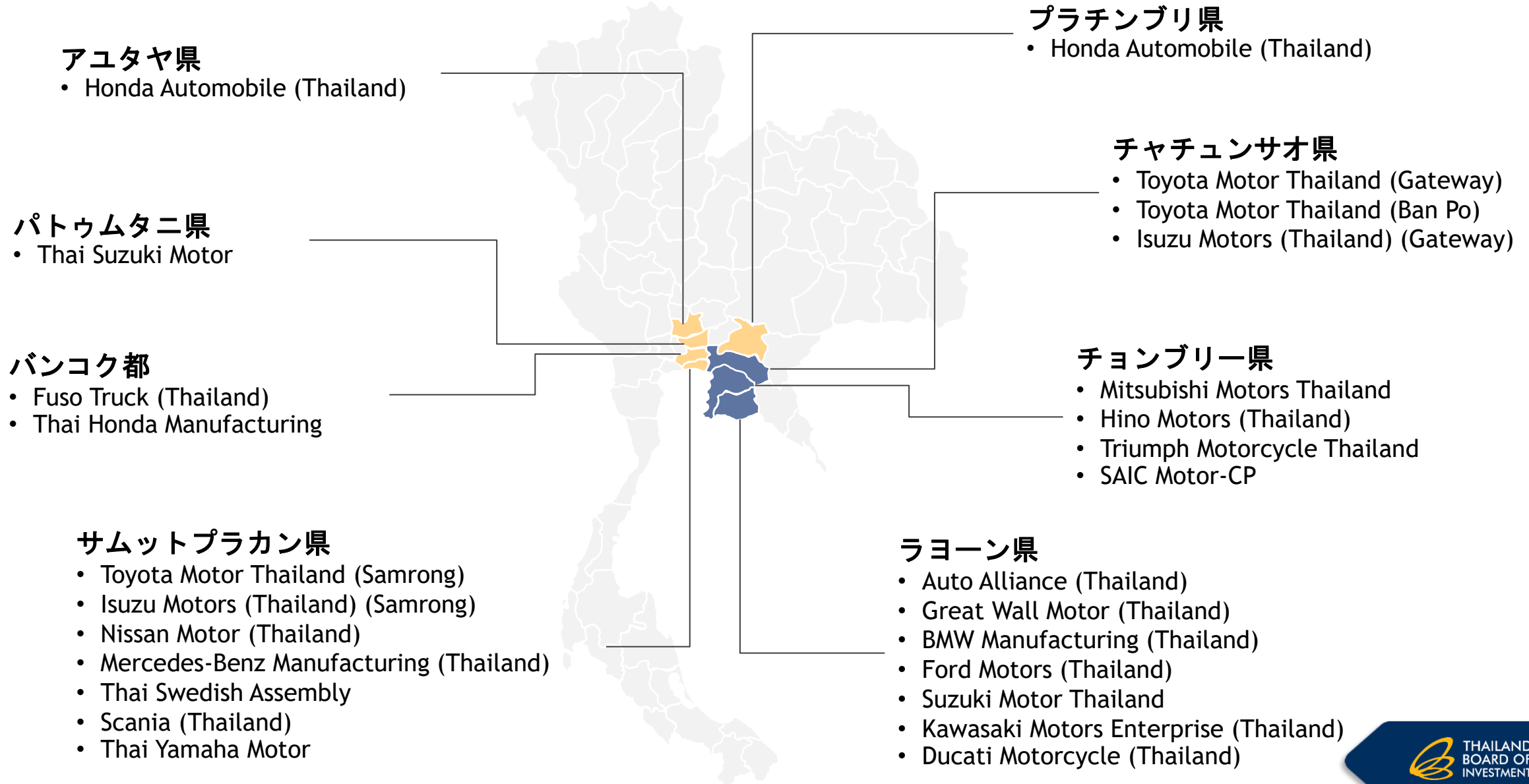


電気  
自動車



# 自動車会社のほとんどが中部およびに東部地域に立地

## Most Automotive Companies are located in Central and Eastern Region





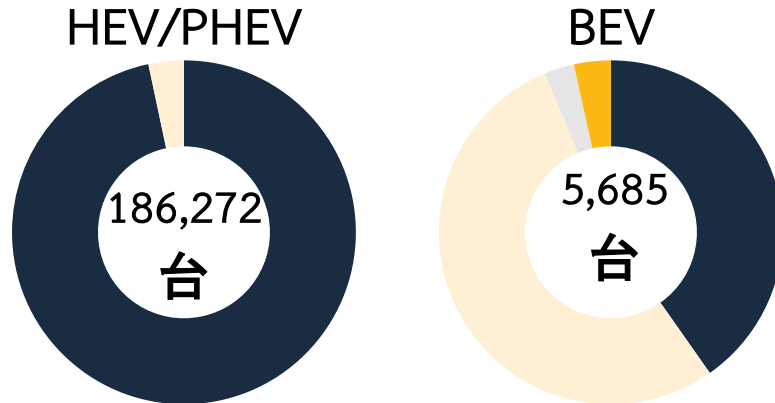
# 講演題目/ AGENDA

- 01 タイ投資委員会の紹介
- 02 タイの自動車産業
- 03 新EV奨励政策**
- 04 BOIによるサービス

# 電気自動車の現状 / Current Situation of Electric Vehicles

## 電気自動車累計台数

2020年12月31日時点

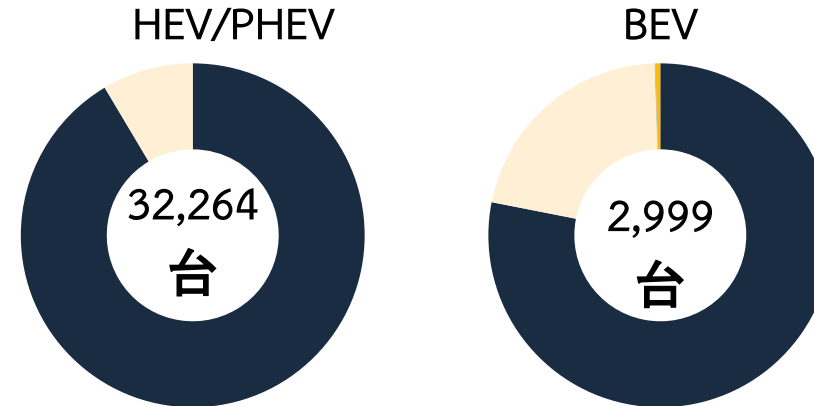


Category	Count	Category	Count
四輪車	179,034	四輪車	2,202
バイク	7,236	バイク	3,128
バス	1	バス	120
トラック	1	トラック	-
三輪車	-	三輪車	235

出所：タイ電気自動車協会 単位：台

## 電気自動車の新規登録台数

2020年12月31日時点



Category	Count	Category	Count
四輪車	29,459	四輪車	1,288
バイク	2,804	バイク	1,591
バス	1	バス	2
トラック	-	トラック	-
三輪車	-	三輪車	118


EV充電スタンド647カ所に1,974基のEV充電器(706基が急速充電器)

EV充電スタンドの電気料金は特別料金が適用され1kwhあたり2.6369バーツ

# 国家電気自動車政策委員会の計画

The Plan of the National Electric Vehicle Policy Committee

**目標 30@30**  
**2030年**  
**75万台**

BEV  
 **50%**  
37万5,000台

HEV PHEV  
 **50%**  
37万5,000台

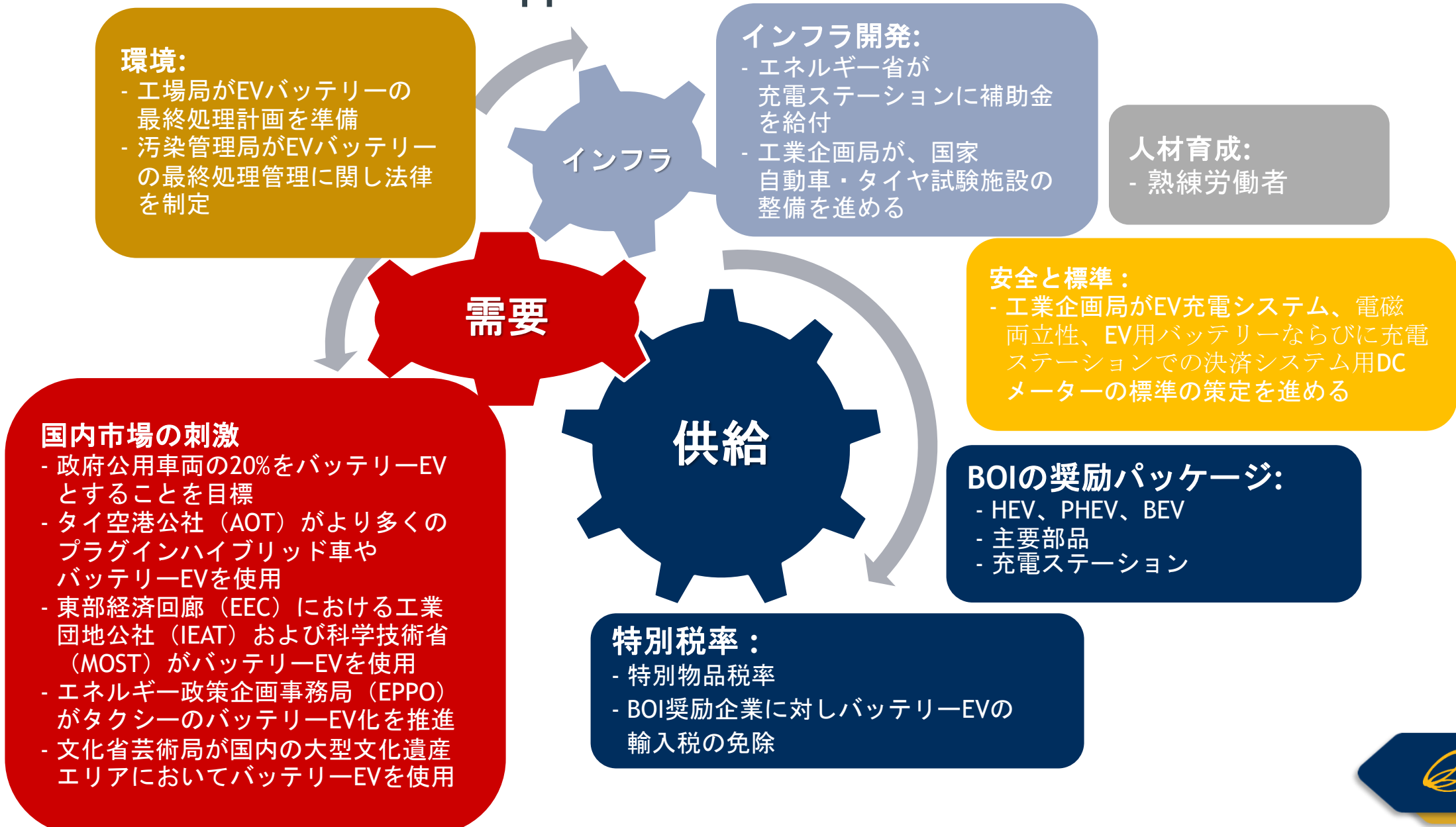
## 4つの刺激策

- 政府・国営企業の自動車プロジェクト
- EV **プラチャーラット**プロジェクト
- スマートシティバス調達プロジェクト
- クリーン・バイクタクシープロジェクト

BOIはあらゆる種類の電気自動車を奨励、  
タイが電気自動車とバッテリー製造のハブとなるために、バッテリー製造の奨励に注力

# EVに対する政府支援策

## Thai Government Supports on EV



# BOIのEV奨励パッケージ

## BOI Promotion Package for EV





# 電気自動車の製造事業 (BEV、 PHEV および HEV)

## Manufacture of Electric Vehicles (BEV, PHEV and HEV)

### 条件

1. 総合計画 (Package) を提出すること
2. 奨励証書発給日から3年以内に： 認可された全種類の電気自動車およびモジュール工程からバッテリー製造を開始すること
3. 電気自動車製造開始日から3年以内に： 主要3部品 (トラクションモータ、DCU、BMS) のうち少なくとも1部品を追加製造すること  
HEV および / または PHEV の製造の場合は、業種 4.8.3 の部品を2つ製造すること
4. タイ国内販売の場合、製品は UN R100 R13H R94/95 および Euro5 (HEV/PHEVのみ) などの指定された規格を取得すること。  
正当な理由が無い限り、機械の輸入期限延長は認められない

### 恩典

総合計画(Package) の  
土地代および運転資金  
を除く投資額による

例：自動車メーカー、部品  
メーカーともに、BEV車  
および主要部品である  
バッテリー、BMS、トラク  
ションモーター、DCU等  
の製造

プロジェクトの製造数量は、  
エコカーの実際の製造数量の  
一部として計上することが  
認められる

合計投資額が  
50億バーツ  
以上

HEV : 法人所得税免除の対象外

PHEV : 法人所得税を3年間免除

BEV : 法人所得税を8年間免除+研究開発を行う場合は1-3年間追加  
工業団地または奨励された工業地区に立地した場合の追加恩典はない

合計投資額が  
50億バーツ  
未満

HEV : 法人所得税免除の対象外

PHEV : 法人所得税を3年間免除

BEV : 法人所得税を3年間免除

- + 2022年以内に製造開始する場合は免除期間を2年間追加
- + 基本条件に加え主要部品を追加製造する場合は、1部品につき免除期間を1年間追加
- + (BEVのみ) 3年以内に年間の製造台数が1万台を超えた場合は、免除期間を1年間追加
- + 研究開発を行う場合は免除期間を1-3年間追加

工業団地または奨励された工業地区に立地した場合の追加恩典はない

# バッテリー電動バイクの製造事業

## Manufacture of Battery Electric Motorcycle

### 条件

1. 総合計画（Package）を提出すること
  2. 奨励証書発給日から3年以内に電動バイクおよびバッテリーを製造すること（正当な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない）
- タイ国内販売の場合、製品は UN R136、UN R75、UN R78 等の指定された規格を取得すること

### 恩典

#### 法人所得税を3年間免除

- + 2022年以内に製造を開始する場合は免除期間を1年間追加
- + 奨励証書発給日から3年以内にモジュール工程からバッテリー製造を開始する場合は、免除期間を1年間追加
- + 奨励証書発給日から3年以内にその他の主要部品（BMS、トラクションモーター、DCU）を追加製造する場合は、免除期間を1部品につき1年間追加
- + 研究開発を行う場合は免除期間を1-3年間追加

工業団地または奨励された工業地区に立地した場合の追加恩典はない

# バッテリー電気三輪車の製造事業

## Manufacture of Battery Electric Tricycle

### 条件

1. 総合計画（Package）を提出すること
  2. 奨励証書発給日から3年以内に電気三輪車およびバッテリーを製造すること（正当な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない）
- タイ国内販売の場合、製品は UN R136 等指定された規格を取得すること

### 恩典

#### 法人所得税を3年間免除

- + 奨励証書発給日から3年以内にモジュール工程から電池製造を開始する場合は、免除期間を1年間追加
- + 奨励証書発給日から3年以内にその他の主要部品（BMS、トラクションモーター、DCU）を追加製造する場合は、免除期間を1部品につき1年間追加
- + 研究開発を行う場合は免除期間を1-3年間追加

工業団地または奨励された工業地区に立地した場合の追加恩典はない

# バッテリー電気バス・電気トラックの製造事業

## Manufacture of Battery Electric Bus and Truck

### 条件

1. 総合計画（Package）を提出すること
  2. 奨励証書発給日から3年以内に電気バスまたは電気トラックおよびバッテリーを製造すること  
（正当な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない）
- タイ国内販売の場合、製品は UN R100 等指定された規格を取得すること

### 恩典

#### 法人所得税を3年間免除

- + 奨励証書発給日から3年以内にモジュール工程からバッテリー製造を開始する場合は、免除期間を1年間追加
- + 奨励証書発給日から3年以内にその他の主要部品（BMS、トラクションモーター、DCU）を追加製造する場合は、免除期間を1部品につき1年間追加
- + 研究開発を行う場合は免除期間を1-3年間追加

工業団地または奨励された工業地区に立地した場合の追加恩典はない

# 現行の事業を修正し電気ボートの製造を含める

Modify the current activity to accommodate the **Electric Boats**

## 4.9 船舶の建造または修理

業種	恩典
<p>4.9 船舶の建造または修理</p> <p><u>条件</u>： 操業開始日から2年以内にISO14000 を取得すること</p> <p>4.9.1 総重量500トン以上の造船または修理</p> <p>4.9.2 総重量500 トン未満の造船または修理 (エンジンまたは<b>電気駆動システム</b>、装置を搭載している金属船またはファイバーグラス船に限る)</p>	<p>A2</p> <p>A2</p>



法人所得税を  
**8年間免除**

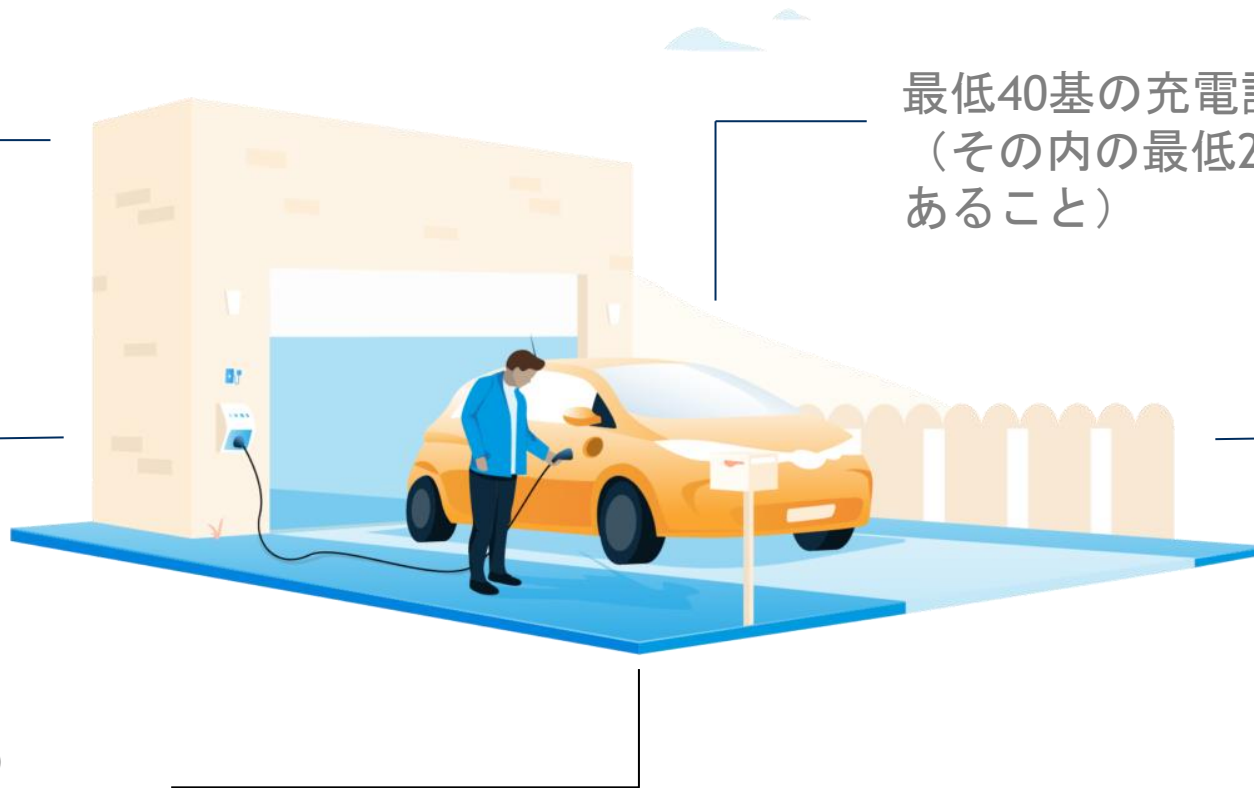
# バッテリー充電ステーション事業者向けの恩典 Incentives for Battery Charging Station

- 法人所得税を5年間免除
- 機械輸入関税の免除

EV スマート充電  
システム開発計画を  
提出

奨励証書取得後3年以内  
に ISO18000を取得

部品および設備機器の  
調達計画を提出



最低40基の充電設備の設置  
(その内の最低25%は急速充電器で  
あること)

申請者は他の政府系  
セクターの特典を  
受けないこと

# EV部品・構成部品に対する恩典 EV Parts and components

## EVの17主要部品

- 空調システム
- DCDC コンバーター
- 電気バス用前車軸、後車軸
- 電気サーキットブレーカー
- EV充電機器
- スマート充電システム
- 車載充電器
- トラクションモータ
- 携帯型EV充電器
- インバーター
- BMS
- DCU
- バッテリー\*
- 高圧ハーネス
- 減速装置
- バッテリー冷却システム
- 回生ブレーキシステム

法人所得税を8年間免除

**バッテリー製造は法人所得税を5-8年間免除**  
+国内で調達ができない原材料、必要資材に対し  
2年間輸入税の90%減税

## バッテリー



**バッテリーパック組立 -  
法人所得税を5年間免除**

**モジュール生産 - 法人所得税を8年間免除**

+国内で調達ができない原材料、必要資材に対し  
2年間輸入税の90%減税

**セル生産 - 法人所得税を8年間免除 (上限額なし)**

+国内で調達ができない原材料、必要資材に対し  
2年間輸入税の90%減税

# 電気自動車の物品税率

## Excise Tax Rate for Electric Vehicles

財務省が以下検討中

- 1) 本奨励政策の下で製造するHEV、PHEV、およびBEVの電気自動車に対し、投資委員会布告第 5/2560 号の下で製造する電気自動車同様の物品税の優遇措置を付与
- 2) 投資委員会布告第 5/2560 号の発表および本奨励政策の下で製造するピックアップバッテリーEV の物品税率を軽減

財務省は投資委員会布告第 5/2560 号に基づく投資奨励政策の下で製造する電気自動車について、以下の物品税の特別減税を決定

車種	エンジン (cc)	CO2の 排出 (g/km)	物品税率 (%)	
			BOI非奨励	BOI奨励
HEV/ PHEV	≤ 3,000	≤ 100	8	4
		101-150	16	8
		151-200	21	10.5
		>200	26	13
BEV	N/A		8	0 (現在 – 2022年12月31日)
				2 (2023年1月1日 – 2025年12月31日)
ピック アップ BEV*	N/A			10



# 電気自動車製造事業の奨励プロジェクト

## Promoted Projects on Electric Cars

	800億 パーツ	28 プロジェクト	57万台	奨励企業 28	奨励証書 発給済み 21	生産開始 流通済み 9
HEV (503億6,600万パーツ)		5	352,500			
PHEV (141億5,000万パーツ)		7	92,240			
BEV (161億6500万パーツ)		14	126,140			
バッテリー 電気バス (6億6,500万パーツ)		2	1,600		-	-

# 電気自動車用部品の製造事業奨励プロジェクト

## Promoted Projects on Electric Vehicle Part Manufacture

部品	14 プロジェクト	100 億 パーツ	奨励企業
バッテリー	10*	6,780	
トラクションモータ	2**	2,000	
空調システム	2	707	
インバーター、車載充電器、 DC/DC コンバータ、 BMS、DCU	1**	1,347	

備考: \* これらのうち3プロジェクトが業種 5.2.6.1 高密度蓄電池 (High Density Battery) の製造に基づき奨励されている

\*\* DELTA社の1つのプロジェクトにおいては、トラクションモータ、インバーター、車載充電器、DC/DC コンバータ、バッテリーマネージメントシステム (BMS)、そして運転制御システム (DCU) が製造されている



# 講演題目/ AGENDA

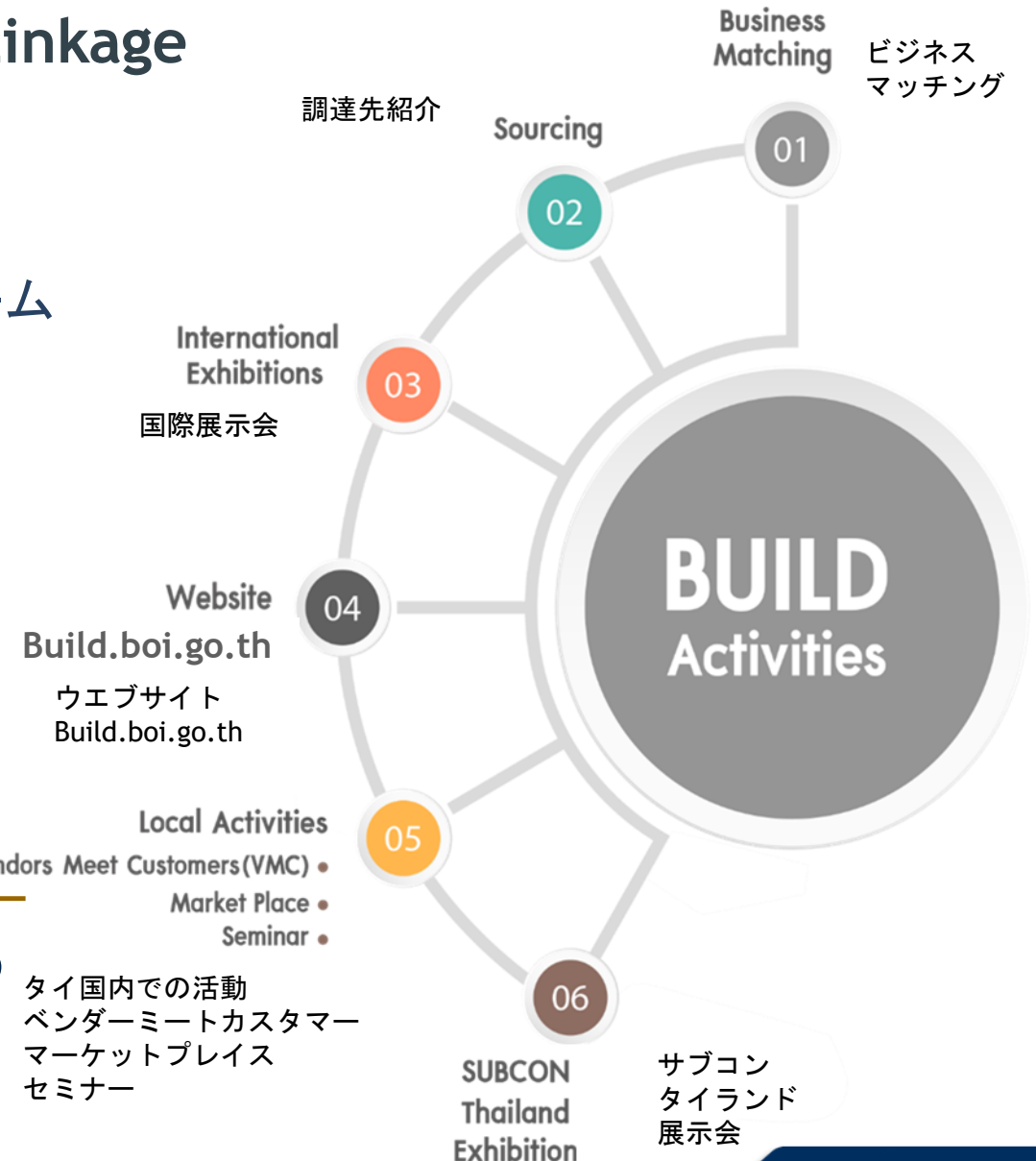
- 01 タイ投資委員会の紹介
- 02 タイの自動車産業
- 03 新EV奨励政策
- 04 BOIによるサービス**

# ILDD(BUILD): 産業・投資の連携促進

## ILDD (BUILD): Industrial and Investment Linkage

### 支援内容

- オンラインデータベースおよびBUILDプラットフォームウェブサイト
- 無料調達先紹介サービス
- 個別のご要望に応えるビジネスマッチング  
(部品調達、合弁、技術支援、パートナー)
- タイ国内でのイベントサポート
  - ベンダー・ミート・カスタマー調達イベント
  - 調達のためのマーケットプレイスセンター
  - ネットワーキングの促進
  - 現地ベンダーの知識向上&競争力開発のための限定セミナー
- 国際調達支援: 国際見本市におけるタイベンダーの出展支援
- サブコン タイランド - アセアン最大の下請け産業展示会開催



# ワンスタートワンストップ投資センター (OSOS) One Start One Stop Investment Center (OSOS)



数多くの投資関連機関から  
スタッフを結集



新規の投資企業のための  
簡易かつ迅速な手続き



タイでの会社設立等に関し  
包括的な情報やアドバイスを  
提供



政府および民間機関との  
連絡先情報を提供



3 時間以内にワンストップで  
「スマートビザプログラム」



各種申請手続きについて  
投資企業を支援

より便利に、  
More Convenience  
より短時間で、  
Less Time  
より効率的に!  
More Efficiency!




18<sup>th</sup> Floor, Chamchuri Square  
Building, 319 Phayathai  
Road, Pathumwan  
Bangkok 10330, Thailand


Tel: 66(0)2 209 1100  
Fax: 66(0)2 209 1199  
Email: osos@boi.go.th





# 詳細情報はQRコードおよび 下記お問い合わせ先へ For More Information

## BOI バンコク本部


 555 Vibhavadi-Rangsit Road.,  
Chatuchak, Bangkok 10900,  
Thailand


 Tel : (+66) 2553 8111

 Fax : (+66) 2553 8315


 E-mail : head@boi.go.th

## BOI 東京事務所


 タイ王国大使館経済・投資事務所  
〒107-0052 東京都港区赤坂2-11-3  
福田ビルウェスト8階

 Tel : 03 3582 1806


 Fax : 03 3589 5176


 E-mail : tyo@boi.go.th

## BOI 大阪事務所

 タイ王国大阪総領事館  
〒541-0056 大阪府大阪市中央区  
久太郎町1-9-16 バンコク銀行

 Tel: 06 6271 1395

 Fax: 06 6271 1394

 E-mail: osaka@boi.go.th

※BOI大阪事務所の管轄エリアは  
関西、中国および四国